

補 助 条 件（平成21年度）

科学研究費補助金（研究成果公開促進費「研究成果公開發表（B）」、「研究成果公開發表（C）」【準備経費】又は【開催経費】）の交付を受けて補助事業を行う補助事業者（学術団体の代表者（以下「代表者」という。）が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第7条及び第11条の規定により従うべき補助条件は次のとおりとする。

1 総則

【法令等の遵守】

1-1 代表者は、補助事業の遂行に当たり、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。）及びこの補助条件の規定を含む、関係する法令等の規定を遵守しなければならない。

【補助事業者の責務】

1-2 代表者は、補助金が国民から徴収された税金等でまかなわれるものであることに留意し、補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

2 補助金の使用

【補助金の公正かつ効率的な使用】

2-1 代表者は、補助金（補助事業の遂行に必要な経費）の公正かつ効率的な使用に努めなければならない。また、他の用途への使用及びこの補助条件に違反する使用をしてはならない。

【補助金の各費目とその対象となる経費】

2-2 「研究成果公開發表（B）」に係る補助金の各費目とその対象となる経費（例示を含む）は、以下のとおりとする。

会場借料	事業を開催する会場の借料（開催当日会場で使用するマイク、スクリーン等の機器借料のための経費を含む。）
消耗品費	消耗品を購入するための経費
謝金	事業開催への協力をする者のための経費
その他	上記のほか当該事業の遂行に係る経費 （例：事務委託費、会議費（食事（アルコール類を除く）費用等）、通信費（切手、電話等）、運搬費、資料作成に係る費用）

2-3 「研究成果公開發表（C）」【準備経費】に係る補助金の各費目とその対象となる経費（例示を含む）は、以下のとおりとする。

会場借料	事業を準備するために必要な会場の借料
消耗品費	消耗品を購入するための経費
謝金	事業準備への協力をする者のための経費
その他	上記のほか当該事業の遂行に係る経費 （例：事務委託費、会議費（食事（アルコール類を除く）費用等）、通信費（切手、電話等）、運搬費、資料作成に係る費用）

2-4 「研究成果公開發表（C）」【開催経費】に係る補助金の各費目とその対象となる経費（例示を含む）は、以下のとおりとする。

会場借料	事業を開催する会場の借料（開催当日会場で使用するマイク、スクリーン等の機器借料のための経費を含む。）
消耗品費	消耗品を購入するための経費
旅費	特別講演等のため来日する外国人研究者の招へい旅費（交通費、滞在費）
謝金	事業開催への協力をする者のための経費
その他	上記のほか当該事業の遂行に係る経費 （例：事務委託費、会議費（食事（アルコール類を除く）費用等）、通信費（切手、電話等）、運搬費、資料作成に係る費用）

2-5 代表者は、交付申請書に記載した各費目ごとの額にしたがって、補助金を使用するものとする。ただし、補助金の使用内訳について各費目の額を、交付する補助金の50%未満（補助金の総額の50%の額が300万円以下の場合は、300万円まで）の範囲内で、取扱規程第9条に規定する文部科学大臣の承認を得ることなく変更することができる。

【事業・契約等の開始】

2-6 新たに採択された事業については内定通知受領後直ちに、また、前年度から継続する事業については4月1日から、それぞれ事業を開始し、必要な契約等を行うことができるが、必要な経費は、補助金受領後に支出し、又は代表者が立て替えて補助金受領後に精算しなければならない。

【補助金の年度内使用】

2-7 補助金は、「2-8」に規定する場合を除き、補助事業を行う年度を越えて使用することはできない。

【翌年度における補助金の使用】

2-8 代表者は、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった要因による、研究に際しての事前の調査、研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない見込みとなった場合に、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合には、平成22年3月1日までに、様式B-1「繰越（翌債）承認要求額の算定根拠」、様式B-2「繰越（翌債）を必要とする理由書」及び様式B-3「事業計画行程表」により申請を行い、必要な手続を経なければならない。

【使用の制限】

2-9 「研究成果公开发表（B）」の補助事業に係る補助金は、「2-2」に規定する「その対象となる経費（例示を含む）」以外に使用してはならない。

2-10 「研究成果公开发表（C）【準備経費】」の補助事業に係る補助金は、「2-3」に規定する「その対象となる経費（例示を含む）」以外に使用してはならない。

2-11 「研究成果公开发表（C）【開催経費】」の補助事業に係る補助金は、「2-4」に規定する「その対象となる経費（例示を含む）」以外に使用してはならない。

【合算使用の制限】

2-12 補助金は、次の場合を除き、他の経費と合算して使用してはならない。

- ① 補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で補助金を使用する場合
- ② 補助事業に係る用途と他の用途とを合わせて1個の消耗品等を購入する場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で補助金を使用する場合
- ③ 補助金に他の経費（委託事業費、私立大学等経常費補助金、他の科学研究費補助金及び間接経費など、当該経費の使途に制限のある経費を除く。）を加えて、補助事業に使用する場合

【納品等及び支出の期限】

2-13 補助事業に係る物品の納品、役務の提供等は補助事業の実施時期までに終了しなければならない。これに係る支出は、実績報告書の提出期限までに行わなければならない。

【補助事業の開催期間】

2-14 「研究成果公开发表（B）」に係る補助事業において、「シンポジウム・学術講演会」の開催は、平成21年7月1日から平成22年3月31日までに実施しなければならない。

2-15 「研究成果公开发表（C）【開催経費】」に係る補助事業において、平成21年度が1年計画の場合の「国際シンポジウム・国際会議等」の開催は、平成21年7月1日から平成22年3月31日までに実施しなければならない。

2-16 「研究成果公开发表（C）【開催経費】」に係る補助事業において、前年度から継続する事業の場合の「国際シンポジウム・国際会議等」の開催は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までに実施しなければならない。

3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更にあたっての遵守事項等）

【変更できない事項】

3-1 「研究成果公开发表（B）」に係る補助事業において、「シンポジウム・学術講演会の目的」欄の記載事項は、変更することができない。

3-2 「研究成果公开发表（C）【準備経費】」に係る補助事業において、「国際シンポジウム・国際会議等準備の目的」欄の記載事項は、変更することができない。

3-3 「研究成果公开发表（C）【開催経費】」に係る補助事業において、「国際シンポジウム・国際会議等の目的」欄の記載事項は、変更することができない。

【補助金の使用内訳の変更】

3-4 代表者は、補助金の使用内訳について、各費目の額を、交付する補助金の総額の50%（補助金の総額の50%の額が300万円以下の場合、300万円まで）を超えて変更しようとする場合には、様式B-4-1「補助金の使用内訳変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得なければならない。

【補助事業の廃止】

3-5 代表者は、補助事業を廃止しようとする場合には、様式B-5「補助事業廃止承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の承認を受けた後、30日以内に、「4-1」に規定する手続により、実績報告を行わなければならない。

【代表者の応募資格の喪失】

3-6 代表者は、当該学術団体が解散しようとするにより補助事業を遂行することができない場合には、「3-5」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。

【代表者の交替】

3-7 代表者が、当該学術団体の代表者を交替した場合には、様式B-7「主催団体代表者交替届」により、文部科学大臣へ届け出なければならない。

【補助事業の内容の変更】

3-8 「研究成果公开发表（B）」に係る補助事業において、代表者は、「シンポジウム・学術講演会名」、「実施主体」、「実施主体代表者職名」、「実施主体代表者氏名」、「開催予定日」、「会場名」、「参加予定者数」及び「シンポジウム・学術講演会の概要」の各欄の記載事項を変更した場合には、様式B-4-2「事業内容等変更届」により、文部科学大臣へ届け出なければならない。

3-9 「研究成果公开发表（C）【準備経費】又は【開催経費】」に係る補助事業において、代表者は、「国際シンポジウム・国際会議等名」、「実施主体」、「実施主体代表者職名」、「実施主体代表者氏名」及び「開催予定日」、「会場名」、「参加予定者数」、「国際シンポジウム・国際会議等（準備を含む）の概要」及び「国際シンポジウム・国際会議等のプログラム内容」の各欄の記載事項を変更した場合には、様式B-4-2「事業内容等変更届」により、文部科学大臣へ届け出なければならない。

4 実績の報告

【実績報告書の提出期限】

4-1 代表者は、補助事業の完了又は廃止の承認を受けた後30日以内に、次表に掲げる「実績報告書」及びその他関係資料により、文部科学大臣に実績報告を行わなければならない。

区分	提出書類（様式）
「研究成果公开发表（B）」	<ul style="list-style-type: none"> ・「実績報告書」（様式B-6-1） ・補助金の収支に関する帳簿の写し ・事業遂行に当たり作成したプログラム、予稿集、リーフレット等
「研究成果公开发表（C）【準備経費】」	<ul style="list-style-type: none"> ・「実績報告書」（様式B-6-2） ・補助金の収支に関する帳簿の写し
「研究成果公开发表（C）【開催経費】」	<ul style="list-style-type: none"> ・「実績報告書」（様式B-6-3） ・補助金の収支に関する帳簿の写し ・事業遂行に当たり作成したプログラム、予稿集、リーフレット等

【翌年度における補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出】

4-2 「2-8」の規定に基づき、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度における補助金の使用を行う場合には、代表者は、補助事業を開始した年度の終了時において、次表に掲げる「実績報告書（2）」により、文部科学大臣に実績報告を行うとともに、補助事業の完了又は廃止の後において、前項の実績報告を行わなければならない。

区分	提出書類（様式）
「研究成果公开发表（B）」	「実績報告書（2）」（様式B-8-1）
「研究成果公开发表（C）【準備経費】」	「実績報告書（2）」（様式B-8-2）
「研究成果公开发表（C）【開催経費】」	「実績報告書（2）」（様式B-8-3）

5 その他

【利子の取扱】

5-1 代表者は、補助金に関して生じた利子を、補助事業の遂行に使用し、又は学術団体に譲渡しなければならない。

【収入の取扱】

5-2 代表者は、実績報告書の提出後に補助事業に関連する収入があった場合には、これを文部科学大臣に返還しなければならない。

【研究活動の公正性の確保】

5-3 補助事業において、研究活動における不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや研究結果等の捏造や改ざん、及び盗用）が行われること、もしくは関与することがあってはならない。

【関係書類の整理・保管】

5-4 代表者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。